（様式１）

県 に 対 す る 新 規 要 望 事 項

平成２９年６月２３日作成

要望先： 土木交通部交通戦略課	**提出市：** 草津市（交通政策課）

要望項目：公共交通の利用環境改善に対する補助について

要望文（「滋賀県基本構想」を参考に、簡潔、的確に記入してください。）

国におかれては、公共交通のサービス水準向上と利用環境改善を図るために、全国交通系ＩＣカードの相互利用が可能なシステム経費や、公共交通利用者および外国人観光客が安心して利用できる公共交通の環境改善に向けたバスロケーションシステム導入等に要する経費にかかる補助制度を創設いただいたところである。

県におかれても、現行の県補助制度を見直し、国と協調した補助金制度を創設していただきたい。

要望内容の趣旨説明

近年、高齢者が関係する交通事故等が多く発生しており、高齢者の運転免許証の返納件数も増加していることから、公共交通の充実は一層必要であり、持続可能な交通体系の構築のため、公共交通の利用環境を整備し、誰もが安心して利用できる公共交通機関にする必要がある。

したがって、補助対象経費が極めて限定的である現行の県補助制度を見直していただき、交通系ＩＣカードの相互利用化、多言語案内表示、ピクトグラム、デジタルサイネージ等を用いたバスの案内情報などの利用環境の改善に向けた補助制度の見直し、拡充および国庫補助金との協調補助制度を検討すべきである。

担当省庁：国土交通省

関係法令（〇条〇項）・要綱・通知・補助制度　等

滋賀県バス運行対策費補助金交付要綱

（様式１）

県 に 対 す る 新 規 要 望 事 項

平成２９年６月２３日作成

要望先： 滋賀県教育委員会事務局 幼小中教育課、保健体育課、教職員課	**提出市**： 草津市（学校教育課）

要望項目：**小中学校の業務改善の推進について**

要望文（「滋賀県基本構想」を参考に、簡潔、的確に記入してください。）

小中学校の教職員の業務負担を軽減するため、学校の業務改善の推進について、県としても一層積極的に取り組んでいただくよう、特段の配意をお願いしたい。

要望内容の趣旨説明

近年の社会情勢の大きな変化に伴い、学校が抱える課題は複雑化・多様化し、学校の業務は増加の一途を辿っている。これに伴い、教職員の業務も増加し、子どもと向き合うための時間や授業の準備、教材研究などに費やすための時間が十分に確保できなくなっている。

また、超過勤務の増加により、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現も困難になっている。

こうした状況を改善し、教育の質の向上やワーク・ライフ・バランスの実現を図ることは喫緊の課題であるが、公立小中学校の性質上、市町の取組だけでは実現は困難であり、県による一層積極的な業務改善のための取組が必要不可欠である。

＜県にお願いしたい事項の例＞

- 県が実施する調査、会議、研修の見直し
- 学校事務の共同実施を推進するために必要な事務職員の加配
- 業務アシスタント（教員の事務作業や連絡調整等の業務を補助する者）の県による配置または配置する市町への補助制度の創設
- 部活動休養日や活動時間の設定に係る県としての方針の早期提示
- 部活動に係る大会運営の見直し
- 作品募集等の依頼の抑制
- 業務の電子化、IT 化の推進

担当省庁：文部科学省

関係法令（〇条〇項）・要綱・通知・補助制度　等

文部科学省「学校現場における業務の適正化に向けて（通知）」（平成 28 年 6 月 17 日）

文部科学省「平成 28 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果の取扱い及び活用について（通知）」（平成 29 年 1 月 6 日）

（様式１）

県 に 対 す る 新 規 要 望 事 項

平成２９年６月２３日作成

要望先： 総合政策部 教育委員会事務局	提出市： 草津市（スポーツ保健課）

要望項目：**養護教諭の人的配置の拡充について**

要望文（「滋賀県基本構想」を参考に、簡潔、的確に記入してください。）

複雑化・多様化する養護教諭の業務負担の軽減や市全体の養護教諭の資質向上のため、正規職員で、市全域を担当する養護教諭を拠点校に配置されたい。

要望内容の趣旨説明

【課題】

養護教諭は、日々の救急処置や保健指導、健康診断の管理、学校環境衛生調査などに加え、保健室相談にも対応している。

また、校外学習、修学旅行への引率や研修等での出張で学校を不在にすることも多く、養護教諭不在の際に起こる怪我、疾病、事故等に対しては、専門的知識を有しない養護教諭以外の教職員が対応している状況であり、専門的知識に基づく適切かつ迅速な対応ができる体制を整える必要がある。

さらに、他職種、一人職種で孤独がちな養護教諭に対し、統括する役割を担う養護教諭を配置することで個々の養護教諭の能力を高める必要がある。

【改善内容】

養護教諭の拠点校配置を行うことで、以下の課題解決を図ることができる。

- 養護教諭が出張等で不在となる場合に相互にサポートし合うことが可能となり、不在時の怪我、疾病、事故等に対し、専門的知識に基づく的確かつ迅速に対応が可能となる。
- 社会環境の変化とともに児童生徒の心身における健康課題が複雑化・多様化しており、それに伴い養護教諭の業務も複雑化・多様化しているが、複数で対応することで、個々の児童生徒に対して、よりきめ細かな対応が可能になる。
- 市内の養護教諭を統括する役割を担う養護教諭を配置することにより、研修のコーディネートや、活発な意見交換等を主導し、養護教諭の資質や能力をさらに高めることが可能となり、より安全・安心な学校体制を整えることが可能となる。

担当省庁：文部科学省

関係法令（〇条〇項）・要綱・通知・補助制度　等

学校教育法　第２８条および第４０条

継　続	削　除
○	

県 に 対 す る 継 続 要 望 事 項

平成２９年６月２３日作成

要望先：　土木交通部	**提出市**：草津市（危機管理課）
要望項目：４．隣接府県、県内主要地間を結ぶ道路交通ネットワークの整備促進について	要望書P44

要望文（修正がある場合は、修正箇所が分かる形で直接添削してください。）

（８）　歩道未設置箇所の歩道整備を推進されるとともに、県道における連続照明の整備について早急な対応を願いたい。

要望内容（修正内容）の趣旨説明

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例第１６条で、「道路などを管理する者は、当該道路等が犯罪の防止に留意した構造、設備等を有するものとなるよう努めなければならない。」と規定されているが、県管理道路は、歩行者用の連続照明が整備されず、夜間には交通安全上も、また防犯上も大変危険な状況となっている。

滋賀県は、自ら制定した同条例の規定を遵守し、道路管理者としての主体性をもって歩道連続照明の整備について、特段の配意をお願いしたい。

継　続	削　除
○	

県 に 対 す る 継 続 要 望 事 項

平成２９年６月２３日作成

要望先：　琵琶湖環境部	**提出市**：草津市（環境課）
要望項目：４．琵琶湖の保全再生に向けた取組と特定外来　水生植物をはじめとする水草類の駆除対策について	要望書Ｐ13

要望文（修正がある場合は、修正箇所が分かる形で直接添削してください。）

~~（６）　琵琶湖一周サイクリング「ビワイチ」をはじめとするエコツーリズムや湖上交通の活性化に主体的に取り組まれたい。~~

平成２９年３月３０日に県において、琵琶湖の保全及び再生に関する法律に基づく琵琶湖保全再生施策に関する計画が定められた。

県におかれては、計画に基づき、琵琶湖の水質と生態系の保全、オオバナミズキンバイを始めとする外来種の防除、エコツーリズムや湖上交通の活性化などについて主体的に取り組んでいただくとともに、本市の各種施策を計画に基づく事業として位置づけていただき、これらの事業が円滑に実施できるよう財源の確保について、国へ働きかけていただきたい。

要望内容（修正内容）の趣旨説明

琵琶湖の水質保全や生態系の保全、オオバナミズキンバイをはじめとする外来種の防除とともに、環境と調和した産業の振興やエコツーリズム、湖上交通の活性化のほか、琵琶湖の重要性を広く伝える施策の促進に寄与する。

継　続	削　除
○	

県 に 対 す る 継 続 要 望 事 項

平成２９年６月２３日作成

要望先： 健康医療福祉部	**提出市**：草津市（障害福祉課）

要望項目：11. 地域生活支援事業の国県補助額の適正化について	要望書Ｐ24

要望文（修正がある場合は、修正箇所が分かる形で直接添削してください。）

地域の実情や利用者の状況に応じた市町村地域生活支援事業を円滑に実施できるよう財源を確保するとともに、次の事項について特段の配意をお願いしたい。

（1）　国が実施要綱上の上限である１００分の５０の補助を行われるよう、国に働きかけられたい。

（2）　県におかれては、国の予算の減額に関わらず、実施要綱上の上限である１００分の２５の予算額を確保されたい。

（3）　総事業費の実績に基づく補助金の配分を願いたい。

要望内容（修正内容）の趣旨説明

○関係法令・要綱・通知・補助制度　等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第７７条、第９２条第６号、第９４条第２項、第９５条第２項第２号

継　続	削　除
○	

県 に 対 す る 継 続 要 望 事 項

平成２９年６月２３日作成

要望先： 健康医療福祉部	**提出市**：草津市（介護保険課）
要望項目：９．介護保険制度の円滑な運営にかかる支援について	要望書Ｐ23

要望文（修正がある場合は、修正箇所が分かる形で直接添削してください。）

介護保険制度が社会保障制度として､国の責任において長期的に安定した運営が行われるよう、次の事項について国へ働きかけられたい。

現行の財政調整交付金で行われている介護給付費に対する５％基準分の配分は、市町村間の格差が大きい。このため、その是正策として、２．５％分を基本分として固定配分し、残りの２．５％内で、現在の算定方法を用いた配分とし、現行制度より、ゆるやかな傾斜配分としていただきたく、国への働きかけについて特段の配慮を願いたい。

要望内容（修正内容）の趣旨説明

財政調整交付金は、各市町村の第１号被保険者の状況により、毎年変動し、高齢者の状況から、５％基準を大きく割り込んでいるところもあり、本市においても、全国平均より７５歳以上の高齢者数が少なく、第１号被保険者の所得水準が高いため、毎年減額交付されている。

また、全国的に見ても、保険料算定においては、財政調整交付金交付率の算定により、保険料基準額への影響は大きく、財政調整交付金交付率の算定の結果に伴い、同じ第１号被保険者が支払う保険料の給付費に対する負担割合に差が生じていることは、市民の理解が得られにくいとことから、市町村間で不公平が生じないように２．５％の範囲内で調整交付金を交付されたい。

【介護給付費負担割合】

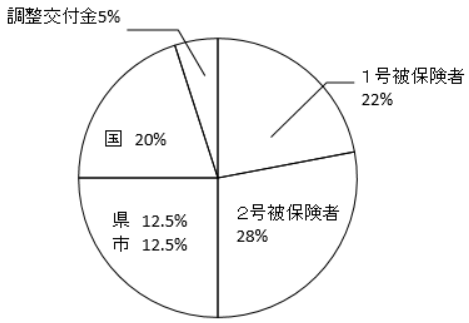

（国のモデル）
公費　50%
保険料　50%

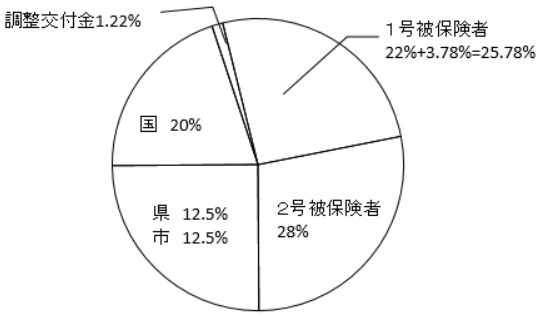

（草津市の場合:H29）
公費　46．22%
保険料　53．78%

【円グラフにかかる標記を昨年度から修正】

関係法令・要綱・通知・補助制度　等

介護保険法第１２２条、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第１条の２
介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第４条～第６条

継　続	削　除
	○

県 に 対 す る 継 続 要 望 事 項

平成２９年６月２３日作成

要望先： 健康医療福祉部	**提出市**：~~草津市~~（介護保険課）
要望項目：９．介護保険制度の円滑な運営にかかる支援について	要望書Ｐ23

要望文（修正がある場合は、修正箇所が分かる形で直接添削してください。）

~~（１）　介護給付費負担金は、各保険者に対し給付費の２５％（施設等給付費２０％）を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化されることとされたい。~~

要望内容（修正内容）の趣旨説明

継　続	削　除
○	

県 に 対 す る 継 続 要 望 事 項

平成２９年６月２３日作成

要望先：　健康医療福祉部	**提出市**：草津市（保険年金課）
要望項目：17.　国民健康保険制度について	要望書Ｐ30

要望文（修正がある場合は、修正箇所が分かる形で直接添削してください。）

~~２．　平成３０年度実施の国民健康保険運営の都道府県化に向けては、県内被保険者等の混乱を招くことなく移行できるよう、十分市町の意見を聞いたうえで、県がリーダーシップを発揮して体制整備を進めるとともに、県内被保険者をはじめ市町や関係機関にとって最良の制度設計となるよう、次の事項について積極的に取り組まれたい。~~

平成３０年度からの国民健康保険制度改革に伴い、次の事項について特段の配慮を願いたい。

（１）　医療費適正化事業や保健事業など県内で広域的な対応が必要な事務について、更なる事務の効率化を図るため、県が主体的に事業実施すること。

（２）　県の人員体制の強化を図られるよう国に働きかけていただくこと。

要望内容（修正内容）の趣旨説明

・「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、平成３０年度から都道府県が国民健康保険財政運営の中心的な役割を担い、市町村との共同運営が行われる。

・国民健康保険の共同運営において、高額療養費の多数回該当の審査事務は、市町をまたがる資格や給付状況の審査が必要となり、各市町の事務負担が増加することで、市町の事務的な効率化が図られているとは言い難い。

・医療費適正化対策事業や保健事業については、各市町が独自で実施するものがあり、県内の保険料の統一化を図る観点からも、その取り扱いの調整などの課題が多く、市町の事務負担が増加することが予想される。

上記のような状況を踏まえ、今後、国民健康保険制度改革に伴い、市町の国民健康保険事業の効率化を図るため、医療費適正化事業や保健事業など、県内で広域的な対応が必要な事務について、県が主体的に実施するよう制度設計の見直しをお願いするものである。

継　続	削　除
○	

県 に 対 す る 継 続 要 望 事 項

平成２９年６月２３日作成

要望先： 健康医療福祉部	**提出市**：草津市（保険年金課）
要望項目：16. 後期高齢者医療の安定化に向けた支援について	要望書Ｐ29

要望文（修正がある場合は、修正箇所が分かる形で直接添削してください。）

後期高齢者医療制度について、高齢者に過度の負担を強いることなく持続可能で健全な運営が確保できるよう、次の事項について積極的に取り組まれたい。

（１） 医療の高度化と高齢化の進展に伴う被保険者数の増加とが相まって、増大する保険給付費に対する県独自の財政支援制度を創設されたい。

（２） 低所得者等に対する保険料軽減特別措置の見直しについては、低所得者等の生活に影響を与えるような保険料とならないよう現行の均等割額の軽減を維持する ~~きめ細やかな激変緩和措置を講ずる~~ よう国に働きかけられたい。

（３） 滋賀県後期高齢者医療広域連合への人的支援については制度発足当時からの２名に対して、平成２９年度から１名減となったが、現行の人員は維持・継続し、県としての役割を果たされたい ~~これまで同様継続されたい~~ 。

（４） 健康寿命の延伸を目的とした高齢者の健康づくりや疾病予防を推進するために、健康診査等の保険事業 ~~の推進~~ について財政支援を行われ ~~図られ~~ たい。

要望内容（修正内容）の趣旨説明

低所得者に対する保険料の所得割額の軽減特例が平成２９年４月１日から５割軽減から２割軽減となり、平成３０年４月１日から軽減なしとなった。均等割軽減については、今般は据え置きとされているが、今後も引き続き据え置きとするよう県から国へ働きかけを求めるものである。

後期高齢者医療広域連合の運営を担う職員は、県、市及び町村会等からの派遣職員１６名並びに嘱託職員等９名から構成され、県からは広域連合設立準備段階の平成１８年度から１１年間に渡り２名の現職派遣を受けていたが、平成２９年度からは１名減となった。広域連合の安定的な運営、今後想定される制度見直しなど諸課題に的確に対処していくには、これまでから広域的な視点で国や市町の調整に携わってきた県職員の支援が欠かせないことから、引き続き人的支援を求めるものである。

後期高齢者医療広域連合では、平成２６年度に保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定し、健康診査、健診受診者訪問指導、糖尿病重症化予防事業を効率的かつ効果的に実施することとしている。被保険者の健康増進、医療費適正化のためには、保健事業に積極的に取り組むことが非常に重要であることから、昨年度に引き続き保健事業全般への県独自の財政支援を願うものである。

継　続	削　除
○	

県 に 対 す る 継 続 要 望 事 項

平成２９年６月２３日作成

要望先：　健康医療福祉部	**提出市**：草津市（障害福祉課）
要望項目：12．障がい者（児）福祉の充実について	要望書Ｐ25

要望文（修正がある場合は、修正箇所が分かる形で直接添削してください。）

（１）　重症心身および強度行動等の重度障~~がい~~害者（児）に対し、地域での暮らしを選択できる基盤づくりが強く求められており、~~国の人員配置および昨年改正された報酬基準においても、~~日中活動および住まいの場の支援現場において、適切な支援を実施するために独自に手厚い人員配置がされていることから、国~~の~~において報酬基準や人員配置の改定などの改善策が講じられるまでの間は、県と市町の協働事業である滋賀県重度障害者地域包括支援事業において~~基づき~~、新たに生活介護事業所~~の~~に対する送迎支援補助の実施や強度行動障害特別加算の拡充など市町や事業所、利用者の意向を十分反映した見直しを行うなかで支援の充実を図るとともに、~~事業費に応じた補助金が交付できるよう予算を確保し、~~市町の財政的な負担が重くならないよう制度~~維持~~の検討をされたい。~~また、制度設計においては、市町や事業所、利用者の意向を十分反映した見直しを図られたい。~~

要望内容（修正内容）の趣旨説明

平成２５年度から、滋賀県重度障害者地域包括支援事業の一つとして実施されている「強度行動障害者通所特別支援事業」については、その算定対象者を新規通所から３年未満と定められており、行動関連項目ごとの点数の合計が１８点以上の者についても新規通所から４年未満とされている。しかしながら、対象事業所より、加算が廃止となれば支援員の減につながり、対象者の対応が困難となるとともに他の利用者への対応が十分にできなくなるという声をきいている。このことから、障害特性に応じた専門的支援により予防や改善が可能な障害者もいるが、障害の状態が改善されない障害者も多いことから、状態が変わらない強度行動障害者については、３年（４年）を越えても制度が利用でき、きめ細やかな支援が確保されるよう、専門家チームで個別のケースごとに支援の必要性を判断し、支援が必要な期間については制度が利用できるよう、制度の見直しについて特段の配意をお願いしたい。

○関係法令・要綱・通知・補助制度　等

滋賀県重度障害者地域包括支援事業実施要綱第２条第４号別記４

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第２９条第３項第１号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第６

継　続	削　除
○	

県 に 対 す る 継 続 要 望 事 項

平成２９年６月２３日作成

要望先：　土木交通部	**提出市**：草津市（交通政策課）
要望項目：７．新たな地域交通体系構築等に対する支援について	要望書Ｐ46

要望文（修正がある場合は、修正箇所が分かる形で直接添削してください。）

（1）　「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」と併用できるよう滋賀県コミュニティバス運行対策費補助金交付要綱を改正されたい。

~~また、同要綱の補助率の改善ならびに補助金限度額特例（設定）を撤廃および車両購入補助凍結を解除されたい。~~

要望内容（修正内容）の趣旨説明

草津市のバス交通は、利用者の減少により便数の削減や路線の廃止などサービス水準の低下が懸念されているが、高齢化の進展と相まって、いわゆる交通弱者と言われる方の移動手段として重要性が高まっている。

現在、補助対象地域間幹線バス系統のフィーダー系統について、国による「地域公共交通確保維持改善事業」の補助があるが、このフィーダー系統のうち、市が運行するコミュニティバスについては、年々国の補助金額が減少し、路線持続への市の負担が大きくなっており、さらには、これまで維持されていた２市間を運行する幹線の国の補助率の見直しの動きもあることから、県民の暮らしを支え続ける交通維持のため、県の支援が不可欠である。

継　続	削　除
○	

県 に 対 す る 継 続 要 望 事 項

平成２９年６月２３日作成

要望先：　土木交通部	**提出市**：草津市（道路課）
要望項目：４．隣接府県、県内主要地間を結ぶ道路交通ネットワークの整備促進について	要望書Ｐ44

要望文（修正がある場合は、修正箇所が分かる形で直接添削してください。）

~~（８）　歩道未設置箇所の歩道整備を推進されるとともに、県道における連続照明の整備について早急な対応を願いたい。~~

~~(11)　橋梁やトンネルなどの重要構造物の点検・修繕について適切な維持管理や更新が行なえるよう、国からの支援について強く働きかけられるとともに、県においても特段の配慮を願いたい。~~

本市では、平成２５年度から道路ストックの総点検事業を本格的に実施しているが、今後も継続的に点検や健全化計画の更新等の取り組みを進めていくうえで、長期にわたって極めて大きな負担が生じることから、県からの財政面および技術面での支援をいただくことについて、特段の配意を願いたい。

また、同様の支援について、国に働きかけていただきたく、特段の配意を願いたい。

要望内容（修正内容）の趣旨説明

東日本大震災の発生を契機とした防災対策の機運や中央道笹子トンネル事故等の反省などを踏まえ、国では、橋梁、道路附属物（標識、照明等）および舗装などの道路ストックの老朽化対策について、道路法の改正に伴い、道路ストックの適正な管理と予防保全を踏まえた道路施設の老朽化対策の徹底が定められ、道路の維持管理を効率的に行うための点検に関する基準が含まれるべきことが新たに規定された。

今後、地方自治体の管理する道路の老朽化が急速に進行するため、道路ストックの維持管理水準を高めるための取り組みが必要であり、維持管理・更新を合理的かつシステマティック（体系的・規則的）に行うことのできる体制づくりが急務である。

継　続	削　除
○	

県 に 対 す る 継 続 要 望 事 項

平成２９年６月２３日作成

要望先：　土木交通部	**提出市**：草津市（土木管理課）
要望項目：12.　河川の整備促進について	要望書Ｐ49

要望文（修正がある場合は、修正箇所が分かる形で直接添削してください。）

（３）　環境面と治水面に配慮し~~た~~、天井川の平地河川化や一級河川の整備と管理者として適切な~~十分な~~維持管理ができるよう大幅な予算の確保を行い、流下能力を確保するための雑木伐採および浚渫等、~~適切な~~維持管理を願いたい。

　また、県民に親しまれる河川であるためにも、瀬切れが生じる河川においては、年間を通じて水の流れのある川としての維持・整備を願いたい。

要望内容（修正内容）の趣旨説明

　天井川の平地河川化や一級河川の整備については、県民の安全安心を確保するために、早期に実施すべき案件であり、管理者である滋賀県へ強く要望していくことが必要であるため、前号でも天井川の改修や一級河川の整備を謳われているが、再度要望を行うもの。

　豪雨災害などによって大きな被害が生じる可能性がある天井川の平地河川化や一級河川の整備は、早期の実施が必要であるため、要望するもの。

　河床に繁茂する草や樹木および堆積土等の影響により、河川断面が減少し、豪雨時に水量が河川の流下能力を超過した場合、県民の生命を脅かす危険な状況に陥る恐れがあるため、適切な維持管理を要望するもの。

継　続	削　除
○	

県 に 対 す る 継 続 要 望 事 項

平成２９年６月２３日作成

要望先：　土木交通部	**提出市**：草津市（土木管理課）
要望項目：12．河川の整備促進について	要望書Ｐ49

要望文（修正がある場合は、修正箇所が分かる形で直接添削してください。）

（４）　一級河川は堤体が広大であることから、年２回以上の除草作業と不法投棄防止を含む施設の定期パトロールを実施することにより、適正な施設維持管理の確保を願いたい。

要望内容（修正内容）の趣旨説明

一級河川の除草作業や定期パトロール等の適切な管理により、沿川・沿道住民の良好な生活環境が確保でき、市民が安全で安心できる快適な生活環境の創出に繋がるため。

継　続	削　除
○	

県 に 対 す る 継 続 要 望 事 項

平成２９年６月２３日作成

要望先： 総合政策部	**提出市**：草津市（河川課）
要望項目：２．地震・豪雨防災対策の強化および財政支援について	要望書Ｐ２

要望文（修正がある場合は、修正箇所が分かる形で直接添削してください。）

（７）　河川の出水状況等の把握を迅速かつ確実に行い、破堤等災害を未然に防ぐため、一級河川への水位計および防災カメラの設置を進めるとともに、避難判断水位等の設定をしていただきたい。

要望内容（修正内容）の趣旨説明

近年、突発的に局地的な豪雨が頻発しており、水防活動を行う上では市内を流れる一級河川の洪水の状況をリアルタイムに監視することが重要になっている。しかし、現在、出水状況等を迅速かつ確実に把握出来る箇所は、草津市内の１６本の一級河川のうち、昨年度までに整備していただいた河川防災カメラの設置箇所が１箇所と、草津川に２箇所設置されている水位計のみである。また、山寺橋地点の水位は避難判断・氾濫危険水位が設定されていない。

草津市内を流れる一級河川は、市街地部分で天井川となっているため、破堤した場合、被害は特に甚大となることが予想される。

それに加えて、草津市内の各一級河川の流域は小さいため、降雨時の水位上昇が非常に早く、住民への避難誘導までに時間の余裕がないにもかかわらず、避難勧告等の判断基準が明確に出来ない状況にある。

この状況から、河川防災カメラの増設によって、河川の水位と状況が画像にて確認でき、監視体制の強化と一級河川パトロールの効率化を図りたいと考えている。一級河川の水位を迅速に把握することにより、適切なタイミングでの避難勧告の発令判断ができ、避難誘導や水防活動従事職員の配置など水防活動の優先順位を効果的につけることができる。

継　続	削　除
○	

県 に 対 す る 継 続 要 望 事 項

平成２９年６月２３日作成

要望先： 琵琶湖環境部	**提出市**：草津市（上下水道施設課）
要望項目：２．下水道の整備促進について	要望書Ｐ10

要望文（修正がある場合は、修正箇所が分かる形で直接添削してください。）

（２）　流域ならびに公共下水道において発生している不明水について、なお一層の実効性のある対策を講じられたい。

（３）　不明水対策にかかる社会資本整備総合交付金制度において、不明水対策を対象としたメニューを創設されるよう国に働きかけられたい。

要望内容（修正内容）の趣旨説明

平成２５年９月に県内を襲った台風１８号により、本来は流入しない雨水が下水道管に大量に流れ込んだ結果、浄化センターの汲み上げポンプの処理能力を大幅に超え、処理しきれずに滞留した汚水が湖南中部浄化センター内および周辺地域においてマンホールから溢れ出し、また、各家庭のトイレが使えないといった住環境への被害が発生した。

不明水による溢水被害を防止する対策として、県主催の不明水対策検討会を通じ、モデル地区における不明水調査や湖南中部浄化センターの施設対策の検討等に取り組んでいただき、また、各市町の不明水調査の取り組みに御指導いただいておりますが、今後も不明水対策全般において、より一層の指導を行っていただきたい。

また、浄化センターにおける機能強化についても、関係市町との合意形成を図り、早期に対応していただきたい。

不明水による溢水被害を防止する実効性のある対策として、不明水の発生原因の特定とその改修を実施し、不明水の発生そのものを抑制するためには、長期的な対策が必要であり、交付金（補助）制度の拡充をはじめとした財源の確保が大きな課題となっている。

このことから、不明水対策に係る社会資本整備総合交付金の拡充について、継続的に国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。